

第 33 回神奈川県都市農業推進審議会 議事録

令和元年 7 月 12 日（金）

—開会—

（農政課長）

安藤会長に議事進行をお願いします。安藤会長よろしくをお願いします。

（安藤会長）

それでは、事務局から本日の進行予定についてご説明をお願いします。

（農政課長）

それでは、簡単にご説明します。

傍聴希望者がいる場合は、本審議会は公開とされておりますので、傍聴者の入室について決定をお願いします。

次に事務局から、「令和元年度（平成 31 年度）農政関係予算の概要」についてご報告します。その後、審議事項に入っていただきますが、事務局から「かながわ農業活性化指針の事業の実施状況及び目標の達成状況」についてご説明した後、ご審議いただきます。その次に、同様に事務局から「神奈川県都市農業推進条例の改正」についてご説明しますので、その後ご審議いただきます。

本日の進行については以上です。よろしくをお願いします。

（安藤会長）

本日の審議会の傍聴については、傍聴要領に基づき公開することといたします。本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

（農政課長）

本日の傍聴希望者はございません。

—議事（報告）—

（安藤会長）

それでは（1）の報告事項に移らせていただきます。はじめに、「令和元年度（平成 31 年度）農政関係予算の概要」について、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

～農業企画グループリーダーより「平成 31 年度当初予算主要施策の概要（農業関係部分のみ抜粋）（資料 1）」及び「令和元年度 6 月補正予算（農業関係部分のみ抜粋）（資料 2）」に基づいて説明～

（安藤会長）

ありがとうございました。新規事業を含めて今年度の予算についてご説明いただきました。何か質問があれば、お願いします。

(二宮副会長)

現在、豚コレラに対して、畜産農家は恐怖に怯えている状態です。6月補正予算事業で、養豚農家向けに野生イノシシの侵入防止、県の防疫体制の強化とありますが、具体的にどのようなものなのでしょうか。

(畜産課技幹)

岐阜や愛知での豚コレラの発生は、豚コレラウイルスに感染した野生イノシシが養豚場付近を動き廻り、農場内にウイルスが侵入したことが原因だと言われています。そのため、野生イノシシが侵入しないように、養豚場の周囲に柵を設置することに対して、補助をするものです。

資料に記載の、初動防疫体制の整備については、県で豚コレラが発生した場合には法に基づき殺処分することとされており、その殺処分を行うのに必要な電撃式殺処分機と、豚の死体等を速やかに運搬収容するためのパックを備蓄するものです。

畜産技術センターの防疫対策施設の整備については、野生動物のセンター豚舎内への侵入阻止のための防鳥ネットと、職員の衣類に付着したウイルスの持ち込み防止のための更衣室を整備するものです。

(二宮副会長)

今日の日本農業新聞の記事に、岐阜県では日本最高水準の安全策をとっていても防ぎきれないとありました。神奈川県の場合は隣県で発生していないが、農家と連携しながら是非、万全の防疫対策をよろしくお願ひしたいです。

(畜産課技幹)

農業者も防疫対策に邁進したいとおっしゃっているので、生産者と県で連携して十分な対策を取りたいと考えています。

(安藤会長)

他にいかがでしょうか。糸長委員、お願いします。

(糸長委員)

資料1の都市農業推進事業費で、補助対象者が市と書いてありますが、町村は対象外でしょうか。

(農政課長)

事業対象者は生産緑地の所有者ですので、現在、神奈川で生産緑地の設定をしているのは市のみであり、「市」のみの記載となっています。

(糸長委員)

定義の中で「都市農業」は、山も含めて市民のための農業ですから、「市」のみの記載だと、対象が狭い印象を受けました。次に、資料1の農作業受託・団地再生研修事業費について、近年、団地の住人の近隣への市民農園的な動きが活発化してきています。具体的にはどこをターゲットとしているのでしょうか。

(農業振興課長)

団地の場所は、二宮町内の県の住宅供給公社が関与している二宮団地です。この団地は里山団地ということで、共同の水田作業等を行いながら再生をしようとするプランが元々ありました。隣接する小田原市の水田地帯に農作業受託作業グループがあるのですが、ここの担い手が減っており、団地と結び付けようとするものです。今年度、具体的には団地住民に水田の栽培に関する座学の実施や、小田原の現地で実地研修などを進めている状況です。

(糸長委員)

ぜひ拡大をお願いします。他の地域でもおそらく手が上がると思います。湯河原町とも組まれるとよいと思います。

(農業振興課長)

まずは試行でやっていきますので、今回の成果を踏まえて他の地域でも検討していきたいと考えています。

(高崎委員)

同じく農作業受託・団地再生研修事業費について、なぜ、ピンポイントで団地なのか。また、戦力にしていくのか、それとも、まずは農業体験なのか。ゆくゆくは戦力なのでしょうけど、そうなるまでが遠そうな印象を持っています。どのようなプロセスを考えているのですか。

(安藤会長)

皆さんの関心が高いのは期待が高まっていることだと思うのですが、どれくらいのスパンで考えているのか答えていただければと思います。

(農業振興課長)

農作業受託組織が行うのは、農作業全てを行う訳ではなく、作業を部分的に請け負うものです。今年度から実地研修として半分雇用の形で入ってもらって、手伝っていただきます。来年以降さらに拡大できればと考えています。場合によっては、自分で農地を借りるという方も出てくるかもしれませんが、この事業としては、自ら農業をやるというよりは作業の手伝いをしながら農家とのつながりをつくり、水田作業の組織強化に繋げていきたいと考えています。

(高崎委員)

ボランティアではなく雇用として考えているのですか。

(農業振興課長)

仕組みとしては雇用を考えています。

(安藤会長)

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。何もないようでしたら(2)審議事項に移らせていただきます。初めに、かながわ農業活性化指針の事業の実施状況及び目標の達成状況についてです。まず、事務局から資料のご説明

をお願いします。

(事務局)

～農業企画グループリーダーより「都市農業推進条例とかながわ農業活性化指針、主な事業との関係(資料3)」及び「指針で数値目標を設定した各項目の進捗状況等について(資料4)」に基づいて説明～

(安藤会長)

資料3と資料4の説明をしていただきました。ご質問やご意見があればお願いします。

(綱島委員)

女性農業者を増やすことの取組の1つとして、女性が働きやすい環境づくりを進めていただきたい。畑で作業するときの問題として、トイレのことがあります。近くに店舗があれば、そこを利用することが可能なのですが、地域によってはそれが難しいのが現状です。その場合に、災害時にも活用できることから移動式トイレの設置に向けての対策を早急にしていただきたいと考えています。

(農業振興課長)

土地利用制度の関係もありますが、市町村と調整しながら検討してまいります。

(安藤会長)

他にいかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

(坂本委員)

2点あります。1点目は資料4の畜産物のブランド数に関して、昨年度に実施した取組の中で「かながわ畜産・絆づくり農場見学会」があり、令和元年度も開催することになっておりますが、農場見学は防疫面からは微妙な状態です。実際に岐阜県での豚コレラの最初の発生は県の施設だったと記憶しています。多数の方が出入りするような場所で最初発生しているので、防疫の対策をしっかりとされた上で対応していただきたいと考えています。

2点目は資料4の新規参入者・法人数について、かながわ農業アカデミーの就農支援ワンストップサービスで289名の就農相談、研修先紹介等を実施され、引き続き実施されていると思いますが、実際に新規就農者の方にお話を伺った経験からして、新規就農者は大きく2手に分かれる傾向があるのではないかと思います。1つはいわゆる慣行農業、もう1つは都市近郊では多いと思われるのですが、環境保全型あるいは有機農業に関心がある就農者がとても多いという状況の中で、ワンストップサービスでは、その2つを一緒に行うのは難しいと思います。厚木市の都市農業支援センターでは相談者に対して慣行農業をしたいのか有機農業をしたいのかを最初に聞いた上で農地の斡旋や紹介を行うといったきめ細かい対応をされています。新規参入者の取組と有機農業者・エコファー

マーの取組を連携してやっていただくと新規就農も有機農業も、もっと進むのではないかと思います。

(安藤会長)

畜産の農場見学にたくさん来てもらいのだけど防疫の問題があるということ。最近の新規就農者で有機農業を目指す人が多いので特別なプログラムを考えることがよいのではないかと思います。コメントをお願いします。

(畜産課)

畜産の農場見学について、農場へ直接行くとなると、農場主も見学者も心配するので、生産農場でない、例えば直売所などで、生産されたものを見ていただく場を提供するような形で商談を進めていくようにして十分配慮した上で取組を進めてまいります。

(農業振興課長)

新規参入と有機農業について、かながわ農業アカデミーのワンストップサービスでは、就農地の希望とともに、どのように栽培したいのかを確認し、受け入れる市町村でも、周辺農業者との調和の観点から確認しています。このワンストップサービスでは有機農業が可能な地域の情報を提供しており、研修先には県内で新規参入され、国のコンクールで受賞された方もいらっしゃいます。そういう方の元で研修してその近くで就農すれば、元来有機農業が定着している地域ですので、入り込みやすい状況です。そのような場所を紹介していく中で有機農業に取り組む人数を増やしていきたいと考えています。一方、そうではない地域へ参入したいという場合は今後の課題と捉えています。

(安藤会長)

ありがとうございます。他にどうでしょうか。細野委員どうぞ。

(細野委員)

資料4「施策の方向2」の新規就農の促進で、新規参入者の昨年度実績44人と6法人の内訳を教えてください。また、「施策の方向3」の農地保全等の活用・保全で、地域ぐるみの共同活動への支援に取り組んだ地区の対象農地面積の昨年度実績86haの分類について教えてください。

(安藤会長)

新規参入者の営農類型についてお願いします。

(農業振興課長)

新規参入者44名の内訳については、40名が露地野菜、3名が施設野菜、1名が果樹となっています。ちなみにその前年の64名は、露地野菜、施設野菜、果樹の他に、施設花きや肉用牛等の畜産の方がおられました。

法人については6法人ありますが、露地野菜の経営が多いという状況です。

(安藤会長)

農地の質問についてご回答をお願いします。

(農地課長)

地域ぐるみの共同活動への支援に取り組んだ地区の対象農地面積について、綾瀬市で大きく取組が広がって 66ha で全て畑です。残りは小田原市や開成町で僅かにあり、詳細は持ち合わせていないのですが、もともと県の農地では水田が 2 割、畑が 8 割となっておりますので、今回の増加分は大多数が畑となっております。

(安藤会長)

ありがとうございました。法人の農業参入が結構ありますが、NPO 法人については、農福連携関係で、社会福祉法人の農業参入が最近増えているようです。具体的な例で言えば、静岡県浜松市では、政策的に進めているようですが、そうした農福連携のような動きが神奈川県の方でも広がってきていると考えてもよろしいでしょうか。

(農業振興課長)

法人参入の中には、社会福祉法人もございしますが、高齢者の福祉施設が、農地を借りて参入し、施設が直接栽培をしているという状況でございます。農福連携の関係で言えば、もともと雇用できる法人があまり多くはないので、徐々に障害者の方の雇用や作業受託で、サービス事業所との結びつきでは出てきているという中で、少しでも広げていこうと検討をしているところでございます。

(安藤会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。糸長委員、お願いします。

(糸長委員)

いくつか質問と意見です。前も申し上げたかもしれませんが、資料 3 と資料 4、この関係の理解が難しくて、資料 3 は条例に基づく、具体的な活性化指針の中の施策の方向が 3 つと、取組内容がそれぞれ 3 個、6 個、4 個となっておりますよね。一方で、資料 4 が指針を作成する際に決めた数値目標だけの評価ということですよ。そうすると、まずは数値目標に入っていない施策の目標に関して、我々はどういった評価をすればいいのか見えないというのが一点。それから、今後のことにもなると思いますが、指針自身が平成 29 年 3 月に策定されており、今は豚コレラの問題もあり、時代は相当変わっているという中で、このままの数値目標で評価して、我々は適切な神奈川の都市農業の振興ということに関して諮問に答えられるのだろうかという疑問が出てきます。通常、市町村・県にしても、総合計画があったとすれば、5 年ごとに見直しを行い、事業評価で言えば、3 年ごとに評価見直しをしますよね。これを見る限りは 10 年間の目標なので、無謀な数値目標を出していると思います。そこは、今後どうするかというのが課題です。そのうえで質問ですが、活性化指針の 22

ページに総合的な数値目標があり、資料4には基準値と最終目標値の記載があるが、途中経緯の昨年度等は書かれていない。農地面積の定義も分からない。経営農地面積で言えば、神奈川県は12,000haほどしかないが、その数字と合わない。この総合的な数値目標については、評価できないのではないかと思う。資料では指針の中の色々な附則もついているが、総合指標に相当するようなものがないようなので、今日でなくてもいいが、場合によっては数字が出しにくい等の状況があれば数値目標自体を変えなければいけないし、非常に重要なテーマだと思いますので、教えていただければと思います。

(安藤会長)

ありがとうございました。この数値目標で評価していますが、資料4の評価と資料3にある施策の体系とそこで掲げられている目標との関係が十分ではない、資料3で掲げられているものが、資料4では全て評価されていないなどの諸点について、どう考えたらよろしいかという話になるかと思います。それと共に、状況の変化に応じて、現在の指針もある段階で見直す必要はあるのではないかということでした。また、資料4の二枚目下にある総合的な数値目標についての根拠を誰が見ても常にわかるように示しておいた方がよいでしょうし、指針の見直しが必要な場合には、その根拠をもう少し検討する必要も出てくるだろうといった、一連のご質問・ご意見だと思います。

(農政課長)

まず、目標の方ですが、ただいまご指摘にもございました通り、全ての施策に対して、目標数値があるわけではございません。これは作成当初からでして、数値で出せるようなものがございましたら、今後はなるべく入れていくという方向にしなければならぬと思いますが、現時点ではございません。検討が必要になると思います。また、販売額等の関係については、センサスを基に作成をしておりますので、5年おきになってしまうのですが、参考値として毎年出ております産出額を入れて、進捗状況の判断をしていただければと思います。参考の数字になるようなものは入れないといけないと思いますので、工夫したいと思います。農地の方も毎年出せますので、評価していただくために十分でないというご指摘については修正させていただきます。

(糸長委員)

センサスは国の話であり、県は県なので、県独自で数値を積み上げ、一つの基準として見ていかないと戦略が練れないのではないかと思う。

(農政部長)

総合的な数値目標についてですが、販売額については、センサスのデータを基に、基準値・目標値を設定しており、実際のデータについては、次のセンサスの結果が出ないと、出せないという状況でございます。その間までどうする

かでございますが、農業産出額というデータが毎年出ており、1年遅れのデータになりますが、そういったものを審議会の方にはお示ししていきたいと思っております。

それから、農地面積でございますが、指針の目標値で設定している農地面積については、経営耕地面積ではなく、農林水産省の作物統計調査の数値を使って基準値・目標値を設定しております。また、指針の見直しについてですが、現在の指針は平成29年3月に改正し、その前の改正が平成24年3月ということですので、ちょうど5年前ということでございます。指針については10年先の目標を設定し、改正はだいたい5年ごとに行っているという状況ですので、普通で言えば、5年経った時点で見直しを行うということです。その間に、国の方の大きな動き、法律・制度の改正ですとか、あるいは次の審議事項で県条例の改正のお話がございますが、そういった動きを踏まえ、5年を待たずして、改正するということもあり得ると考えております。

(※長委員)

これは意見ですが、国のために県の農民たちがいるわけではないと思うので、国は国際的なことも含めて、国の大きな戦略で5年ごとにやるかもしれないが、県は県で毎年積み上げをしていかない限りは、戦略も作れないと思います。まだわからないのが、指針の36ページの農地の神奈川県の経営耕地面積は平成27年で12,880haなのですが、総合的な数値目標の基準値が19,600haと、7,000haも違うんですね。36ページが正しいとすれば、1995年の数値が基準値になっていて、これはどういうことなんだろうと。

(農地課長)

お話しのありました、農林業センサスだと12,880haということですが、センサス自体は、農家にご自身が経営している農地等をアンケート調査しているものです。先ほど申し上げた、総合的な数値目標の資料としております農林水産統計は、国の職員もしくは委託された方が、現地を調査して、実際に耕作されている面積の合計ということで、毎年7月ごろに国の方で、各県あるいは各市町村ごとの農地面積が公表されており、それを県として扱っているということです。

(※長委員)

それは作物統計調査ですよ。一方で、先ほどのご説明では農林業センサスという言い方をしたので、どういうことかなと。

(農地課長)

農地面積については、毎年出ている国の統計を使っているということです。

(※長委員)

では、農地面積は農林業センサスではないのですね。

(農地課長)

はい、そうです。

(糸長委員)

作物統計調査なら、毎年対応できるわけですね。それでしたら対応していただけだと思います。また、質問になりますが、面積が7,000haほど違う理由は、いわゆる販売しない農家が、比率で言えば三分の一ですから、その戦略を考えると、全く異なる戦略になると思います。農地の保全という話になったときには、そこもシビアな論理にしなければいけないだろうし、もしセンサスの農地面積でいいとすれば、作物統計上の農地面積とセンサス上の農地面積を並べて比較する等しなければいけないのではないかと。

(安藤会長)

ありがとうございました。今の統計の件ですが、センサスは担い手が中心の統計に変わってきており、小規模で面積が小さい方々は調査の対象外で、農地面積の把握もしていないということです。しかし、その面積の差はかなりあります。神奈川県の場合には、主にトップ経営体の育成が大きな課題になってきていますが、そうした販売金額の大きな農家がどれだけいるかという、経営体・担い手の視点から統計をとらえていくと、センサスになると思います。しかし、農地の保全といった場合には、小規模な自給的農家の方々も幅広く底上げしていかないといけないという戦略も必要だとすれば、小規模な自給的農家も含めた統計、あるいはそうした農地を誰が支えているかということ調べていく。そうした戦略も今後、次の指針を作るときには考える必要があるのかもしれないと思います。作物統計というのは、毎年、実際に調査をして把握をしているので、センサスとの間にはずいぶん差があると思います。もう一つ、農業委員会で、耕作放棄地について、前の用語で言うと「全体調査」が行われているのですが、そこでは詳細な一筆調査をしているはずですので、その数値を見ると、今どれだけの農地があるかということではなく、農地がどれだけダメになっているかという数値が挙がってくると思いますが、そうした数値を総合的に組み合わせながら、どれくらい農地が守られているか、守られていないのかを判断していく必要があるのではないかと。検査項目をいくつも並べて、それぞれの持っている指標の特性を踏まえつつ、全体の状況を判断していくという、そうした丁寧さをもう少し求められているのではないかとのご意見だったと思います。それから農業産出額については、かつての生産農業所得統計というものがありまして、おそらくそれを使われていると思います。以前は市町村別のデータもあったのですが、なくなってしまうと、神奈川県の中でもどこが頑張っているとか、どこが落ち込んでいるか、これはかなり重要な数値でありますし、ここは畜産を頑張っているとか、ここは野菜が、ここは実はまだコメが頑

張っているとか、そういうことが実はわからなくなっているというのも非常に大きな問題です。どの市町村にどういった手当てをしていったらよいか、こういったことを調べるための手段を失っているということです。これを県独自でどこまで調べられるかとなると、少ない予算、少ない人員のため限界があります。そうなりますと、使えるとすれば作物統計とか、センサスなどしかなく、毎年のヘルスチェックをするのは、結構難しい課題かと思います。指針に反映させていくのは結構大変ですが、こういう審議会等で出た意見等も参考にしながら進めていただければと思います。私の補足的な説明が入ってしまいましたが、よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。秋本委員、お願いします。

(秋本委員)

豚コレラについてですが、現場でイノシシあるいは鳥が入らないように対策をとるのはもちろん大切ですが、イノシシも突然、豚コレラになるのではなく、どこからかウイルスをもらうわけです。空港では、担当者が肉製品の持ち込みチェックをしているわけですが、十分なのかと思っております。ここで漏れがあつては、いくら現場で対応しても、この問題は解決できない・防げないと思っております。県としてどうするというのは私からは思いつかないのですが、やはり国の政策にも物を申していかないと、この問題の解決はなかなか難しいのかなと思っております。

もう一点、水路の維持管理など地域ぐるみの共同活動ですが、私たちもこの活動はしており助成金もいただいております。仕事内容としては草刈り、水路の泥さらい、ごみの収集です。半分以上はごみの収集で、特にプラスチックごみが多いです。環境問題ということもありますので、排出元から対策を行わないとなかなか解決できないと思います。大雨が降れば、プラスチックごみは直接海洋汚染のもとになるというのは周知の事実ですから、メーカーの責任、消費者の責任、こういったものの啓発をお願いしたいと思っております。

(安藤委員)

ありがとうございました。豚コレラについては、生産者の方々はかなり危機感をお持ちかと思えます。また、水路清掃をしていると、地域の汚れがよくわかると言われますが、プラスチックごみがほとんどだというのは、他の地域と比べると都市型の水路の汚れ方があらわれているような気がします。この意見について、お答えいただければと思いますがいかがでしょうか。

(畜産課技幹)

豚コレラの関係ですが、神奈川県ではウイルスを保有するイノシシの発生等はないのですが、今後、豚コレラが広がってくるというのはご指摘のとおりで、非常に心配をしております。生産者の方からも強い要望をいただいておりますので、全国知事会ですとか、そういった会議等で、国の責任でしっかりや

っていただきたい、予算等が必要であれば、そういった措置等をやっていただきたいと、強く強く要望しておりますので、そういったことを積み重ねていき、そちらの方は国の方に頑張ってもらい、県としては、自分の農場を守ると、農家の方も意識を高めていただきたいと考えております。

(安藤会長)

水路の方はいかがでしょうか。

(農政課長)

プラスチックごみということでございますが、資料2に未来創造につながる取組として、SDGsの取組の中で、プラスチックごみの削減推進事業を措置しております。県の方でも、今言われたようなポイ捨ての問題やプラスチックの消耗品の使用を少なくしていくという、「神奈川プラごみゼロ宣言」の取組をしております。そういった関係部局と連携しながら、水路等へ捨てられるごみを少なくしていく動きをしていきたいと考えております。

(安藤会長)

土地改良区の方がいらっしゃれば、水路がどれだけ汚れている、どれだけの被害が出ているといった数字をお持ちかもしれませんが、この中にはいらっしゃらないですか。

(農地課長)

地域ぐるみへの共同活動への支援をさせていただいておりますけれども、具体的に、どのくらいのごみが出ているといった資料は持ち合わせていないのですが、やはり、水路の維持管理ということで、いろいろなものが捨てられるというのは、我々も承知をしており、地域の方に、ごみ拾い等していただいていることには非常に感謝しております。ごみもそうですが、最近はオオカナダモといった外来の藻も対象となり、かなりご苦労されているということなので、県も引き続き支援をしていきたいと考えております。

(安藤会長)

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。坂本委員、お願いします。

(坂本委員)

先ほどの豚コレラの防疫関係の話ですが、おっしゃったように、国の独自検疫の関係でやっておき、危機感を持って対応しておりますし、そういうご要望をいただいたというのを私の方も伝えていきたいと思っております。一点、申し上げたいのが、日本人の方が海外のお土産で生肉を持ち込むことはあまりないのですが、消費者も海外からお土産で持ち込まれるのがいけないことだというのを周知していくのも大事だと思っております。動物検疫の担当から聞いた話ですが、一部の国ではお土産で、生肉やハムなどを持ち込みたがる国もござ

いまして、そういった国が一番危ないのですが、そもそも生肉等のお土産を受け取らないとか、そういった認識が高まってくる必要性もあると考えております。ご意見いただいたことは伝えておきます。ありがとうございました。

(安藤会長)

ありがとうございました。糸長委員、お願いします。

(糸長委員)

今の豚コレラの関係で意見です。この施策が食の安全の項目に入っているのですが、鳥獣被害を地域ぐるみでという方向性での考えを強めるほうが重要なのではないかと思います。食の安全というレベルよりは、畜産業そのもののありようというか、地域ぐるみでやらないと厳しいという話が出てくると思う。食の安全ということ言えば、GLOBAL G.A.Pではないが、アニマルウェルフェア系のことをどう捉えるかという、今回の指針の中ではほとんどそれがないわけです。畜産系では厳しいことはわかっておりますが、都市住民が多い中で、食の多様性を追求する中で、アニマルウェルフェア系のことに関しても、なんらかのアプローチが必要ではないかなと感じました。

(安藤会長)

ありがとうございました。既存の事業領域、あるいは現在の担当課でよいかどうか、もう少し広い意味で貢献している場所があるし、ふさわしい担当課もあるのではないかというご意見かと思えます。予算も紐がついている話なので、なかなか簡単にはいかないとは思いますが、どうでしょうか。

(畜産課技幹)

獣害対策の件ですが、私共は畜産課ということで、農家さんや農業組織を中心とする部署であります。一方で、緑政部に、有害鳥獣の対策部署がございまして、今回の防止の柵を張ることに关しましても、どういった柵を使っているのか、事例を聞く等、連携をして取り組ませていただいているところでございます。地域の視点でという点については、畜産課だけではなく、関係部局等と連携して考えていきたいと思っております。

また、アニマルウェルフェアについてですが、現場ではなかなか厳しいという声も聞こえてきてはおりますが、畜産技術センターという県の試験研究機関では、アニマルウェルフェアを踏まえたニワトリのケージの変更等の試験研究に既に取り組んでおりまして、今後経済的な評価が伴ってきますが、成果として出して、生産者と意見交換を行いながら、どうしたらいいのか検討していく等、問題意識は既に持っております。実際どう対応していくかというところにつきましても、現場の話聞きながら、私どもの話も交えまして進めていきたいと考えております。

(安藤会長)

ありがとうございました。

(自然環境保全課長)

自然環境保全課ですが、野生鳥獣被害対策を当課で所管しており、その観点からご説明させていただきたいと思います。野生鳥獣被害については、農家さんの被害が増えておりまして、平成29年度から、平塚市に鳥獣被害対策支援センターを設け、集落環境整備、柵を作るなどの被害防護対策、鳥獣の捕獲、その3つの基本的な対策を、地域の皆さんと、地域の状況に応じて、対策を行うための技術的支援を行っております。県では、地域ぐるみの鳥獣被害対策ということで、かなり重点的に進めているところで、今年度は重点地区として7地区を選定し、取組を進めているところです。今まで、農家の被害や人的被害を中心に対策を行ってきましたが、豚コレラという話が出てきましたので、現在、当課の方には地域ぐるみで対策を行うという話は来ておりませんが、今後そういった可能性も出てくると思います。その時には基本的な対策の視点を入れながら、地域の皆さんと一緒に対策をとっていければと思います。

(糸長委員)

平塚市の現場を見に行っています。

(自然環境保全課長)

ありがとうございます。

(安藤会長)

ありがとうございました。県の政策はいろいろありますが、最終的には現場でどう機能しているか、市なり、町レベルで、いろいろなものをどうやって組み合わせながら使っていくかというところが問われると思っております。そういう使いやすいような政策や、県の中でも横の連携関係を取りながら進めていただければと思います。他にご質問がなければ、次の神奈川県都市農業推進条例の改正についての審議に移らせていただきたいと思います。初めに、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

～農政課長より「神奈川県都市農業推進条例の改正について（資料5）」に基づいて説明～

(安藤会長)

ありがとうございました。前回出した条例について、「特に保全すべき農地」という言葉の理解がなかなか難しかったということで、もう一度このような改正というか修正をしていこうというご提案だったと思いますが、条例改正についていかがでしょうか。やや難しい内容になっていますけれども、簡単な質問でも結構です。どうでしょうか。糸長委員をお願いします。

(糸長委員)

基本的には、今理解をしました。それでちょっと言葉尻ではないですけど、どうしても混乱してしまうのが資料5のところの改正内容の(1)の「都市における農業」という概念が端的に言うと都市農業と読めてしまいますよね。しかし、この条例の第2条の定義は、みなさんご存じのとおり都市農業は「都市に生活する県民に対し、新鮮で安心・安全な食料等を共有し・・・神奈川県全域で営まれる農業」を言うと書いてある。それがこの条例上の都市農業の定義です。そうすると、この改正で、第3条に「都市における農業」と言葉が入ってしますとちょっとわかりにくい。なので、多面的機能の記載は全部削除して、「市街化及びその周辺の農地」の方がすっきりいくと思うのですね。生産緑地を含めた理念にすれば、多面的機能は当たり前の話なのでどうしても入れたければ、多面的機能を発揮する場というのから始まってもいいと思いますけれど。県民にとっても、都市農業振興と都市における農業というのを同じだと思ってしまいますよね。ここで言っている「都市」というのは都市計画区域が設定されている場所ですよ。それもまた認識として違うと思いますので、その部分の記載の検討をお願いしたい。また、確認ですが、第7条に追加というのは今まで基本施策で、(11)までであったところの(12)に追加するという意味ですか。

(農政課長)

(12)に追加するというよりも、(9)に防災の関係等が入っていないので、その辺を追加しようと検討しております。第7条の基本的施策の部分は網羅的に入っており、農地の必要な施策も入っており、それを一部追加するという形にしたいと思っておりますので、内部でも議論・検討しているところでございます。最後に、(12)については、その他ということで広くとってしまっているもので、その下に項目を追加するのは違うので、既存の条文内部に入れるような恰好で考えております。

(糸長委員)

それは、防災の観点で、都市農地は避難場所である、あるいは水田によっては都市の洪水調整もあるので、そういう意味での機能追加をもう少し入れるという視点ですか。

(農政課長)

はい。

(糸長先生)

そうすると、施策の中で、都市防災上の施策について、本来なら防災部局の所管を農政部に移管するということも含めて、その手の調整も発生すると思うのですが、今ある予算の中だけだと、おそらく都市防災機能を農地の中で見れないかということは限度があり難しいとは思いますが、そこを含めてどうでしょう。

(農政課長)

現時点では、生産緑地等の保全ということで、例えば、営農用の井戸が防災用としても使えるというような視点等で、糸長委員が言われたような防災を全部農政部に持ってくるというようなことではなくて、農地の持っているそういう機能について発揮できるような施策を少し追加するというようなイメージでございます。全面的にこちらに持ってくるというようなことは考えておりません。

(安藤会長)

よろしいですかね。神奈川県は農業ですが、市街化区域内農地で営まれている農業を一般的には都市農業と呼んでいます。神奈川県ではもっと広い意味で捉えて県内全域を都市農業と呼んでいます。法制度上の都市農業についての議論をしているときに条例で定めている都市農業概念をどう整理するかは非常に難しい話になってくるかと思えます。実際に審議会で議論するときには、今のよう説明がありますので、誤解なく理解ができるのですが、公の前に出す場合、文書として出てしまいますので、注意しながら文面を考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。よろしいですか。関係団体への説明というのは、どのあたりを想定されていらっしゃるのでしょうか。

(農政課長)

まず、JA の関係です。また、当然土地の関係がありますので、農業委員会、農業会議の関係、土地改良の関係の団体等は少なくとも考えております。また、農業のその他の団体もおりますし、市町村についても考えております。

(安藤会長)

ほかにいかがでしょうか。糸長委員お願いします。

(糸長委員)

追加で質問です。第 30 回の審議会でも聞いたかもしれませんが、生産緑地の特定生産緑地指定についての、見直しについて、現状、どのくらいの目標数値をもっていらっしゃるのかお聞きしたい。そのときに、アンケートのようなものを農業者の方にすると思います。農業会議との関係もあるでしょうが、その施策はどの程度進んでいるのか。あとは個人対応だけでなく地域対応、集団対応等を行う検討をされているのか。もしあれば教えてください。

(安藤会長)

大変私も関心があるところです。いい数字が出てきているとよいのですが、どうでしょうか。

(農地課長)

周知については、市町村の事務ですので、現在、県では市町村の担当課を集めて、年に 2 回ほど説明会を行っております。その中で、市町村によってはこれから郵送する、あるいはアンケートをとる等、川崎、平塚などでは、割と先行して周知が進められているということでもあります。9 月頃までには、再度説明会を開

こうと検討しているのですが、その中で、先行している市町村の事例を紹介して、周囲のまだ取り組んでない市町村について周知を図り、共有していこうと考えております。また、どのくらいの目標かというところですが、隣の東京都でアンケート調査をしたところ、7割程は再指定の希望があるとのことですので、オーソライズされておりませんが、一定の目安としてはそういうところを考えております。

(安藤会長)

はい。糸長委員どうぞ。

(糸長委員)

法律改正に伴う各市町村の条例化がありますが、神奈川県はどのくらい進んでいるのでしょうか。既にほとんど条例化しているのでしょうか。

(農地課長)

県内では19市が生産緑地指定をしているのですが、そのうち条例ができているのが11市です。条例で下限を下げたのが11市、今年度中に条例を制定しなおすところが5市、残りの3市はその方向を検討していると、そういった状況だと聞いております。

(糸長委員)

その場合は、県の方としても市の方としても条例制定に対し、県としてはこんな応援があるよというような、援助系の仕組みの検討はされていらっしゃるでしょうか。

(農地課長)

まだ取り組んでいない市については、先行している他市の状況の情報提供を行う等、働きかけをしていこうと思っております。

(糸長委員)

来年度あたりに、この推進条例に基づいてこういう事業があるから考えてくれというような、プッシュ系の事業はまだないのか。

(農政課長)

一応その関係で、指定に取り組むという予定の方に対しては、先ほどの質疑でご質問いただいた都市農業推進事業で、農業機械等について支援というのは先取りして用意しており、生産者の方の意識をプラスにもっていくような取組はさせていただいております。

(安藤会長)

ありがとうございました。わかりにくかった方もいらっしゃるかと思いますが、これまで生産緑地は500m<sup>2</sup>以上でないと指定を受けることができなかったので、制度改正によって、市町村が条例を作った場合には300m<sup>2</sup>まで、その面積を下げるができることになりました。市街化区域内の小さい農地

を守っていくために、これに取り組んでいるのが、県内 19 市のうち 11 市、現在検討中が 5 市あるので、19 市中 16 市までいくので、かなり頑張っている感じがします。それから、生産緑地指定を受けると 30 年間は農地を転用できないのですけれども、逆に言うと 30 年経過すると宅地に転用ができてしまうのですが、都市が縮小、縮退している中でなかなか転用機会もなく、もう少し農地として維持してほしいという要求もあり、生産緑地を 10 年間延長・更新するという制度も設けられていて、それになるべく手を挙げてほしいということです。東京都で生産緑地指定されている農家にアンケート調査をしたところ、7 割程が更新するだろうということです。神奈川県もそれぐらいになるとよいと思っています。神奈川の都市農業は市街化区域内だけではないですが、市街化区域内の農地がどこまで残るかを決めるまさにその決断がここ数年の間に行われるということです。今、糸長委員からの発言にもありましたが、それだけに例えば生産緑地の貸し借りを促進するために県・市が補助金を付けるといったことも考えていただけないかということです。これからそうした問題が本格化してきますので、そうした議論は来年度以降もっとシビアな形で展開されることになると思っています。これからも情報提供等よろしくお願ひいたします。他どうでしょうか。話が条例からそれてしまいましたが、しかし重要な論点ではあります。よろしいでしょうか。一応、議題がこれで終わってしまうのですが、全体を通じて言い忘れていたこと、あるいは議論を聞いている間に気が付いたことがあれば、ご意見いただきたいのですがどうでしょうか。細野委員、お願ひします。

(細野委員)

報告事項で、資料 1 の 10 ページに、畜産経営の体質強化に向けた総合的な取り組みについて、一部新となっていました。その事業内容を見ていると、豚、酪農、それから鶏等の要望がある中で、神奈川では肉用牛等の取り扱いもあり、既に農林政策要望等では出させていただいているということで回答もいただいているのは承知をしているのですけれども、ぜひ肉用牛の方も経営の体質強化という点から、取り組みのご検討をお願ひしたい。具体的に言えば、現在私共の方が和牛の受精卵移植等の取り組みをやらせていただいている、当然、民間事業ということではあるのですけれども、農家の所得向上にも非常につながっているという成果があります。肉用牛も引き続き厳しい状況が続いておりますので、ぜひそんなところも来年度の予算も含めてご検討いただければという要望だけ申し上げておきたいと思ひます。

(安藤会長)

ありがとうございます。子牛価格の高騰もあり、肉用牛は大変だという話を全国的には聞いておりますが、県の方からどうでしょうか。とりあえず受け止めておきますという回答にはなると思ひますが。

(畜産課技幹)

資料1、10ページの事業内容をご覧いただきたいのですが、今、酪農の取組としましては、かながわ酪農活性化対策事業というのがございまして、対象は酪農家の方で、受精卵移植の技術等を活用して、和牛の受精卵をホルスタインに移植して和牛の子牛をとって、それを流通させるということを行っております。なかなか頭数は少ないのですが、神奈川生まれの子牛を神奈川で育て、神奈川育ちの牛ということでブランド化するという取組も始めております。今いただいたご要望については持ち帰りまして、こういう取組もさせていただいているので、ご紹介させていただきたいと思えます。

(安藤会長)

他はよろしいでしょうか。二宮副会長、どうぞ。

(二宮副会長)

JAとしてなんですけど、今回の改正生産緑地法については、よくここまでの法整備ができたなと思えます。この資料5の基本的な考え方にありますように生産緑地法が大きく変わって、都市農地がどれだけ残るかは非常に大きなターニングポイントになりますので、我々も頑張りますので、生産緑地をはじめとした市街化区域等の農地を保全する県の姿勢を明確に示すということ、ぜひ一緒にやっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

(安藤会長)

ありがとうございます。そのような施策の検討もこのあとできればお願いしたいなということだと思います。他はいかがですか。遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員)

開成町です。資料でいうと、資料4のなかの農業アカデミーの関係で、法人新規参入ということで、ぜひ積極的にやっていただきたい。というのは、話題にも出ましたけれども、いわゆる耕作放棄地というのが徐々に増えつつありまして、8月中に強化月間として調査をするのですが、どうやら昨年よりも増えているようです。農地中間管理機構の活用もさせていただいておりますが、担い手となるのは組織というふうに考えております。今年度の取組で、事務局に県の職員を派遣していただいたということで、これはとてもありがたいことですので、ぜひこの辺、積極的に押し進めていただきたいという要望です。

(安藤会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょう。まだ、時間はあるのですが、もし他にないようであれば、これで議論は終わりたいと思えます。それぞれ個別の議論ではありましたが、いずれも全体につながる話ばかりだったと思えます。最初に、綱島委員からトイレの設置の話がありましたが、これはGAPの問題とも関わり、さらに働き方の改革にも繋がっていくということでした。農業

は社会を構成する環の中の最も弱い部分に当たりますが、そこに様々な矛盾がしわ寄せされて集中的に発現すると私は見ております。農業の問題を見ていると社会の様々な問題が見えてくるということです。そうしたご意見が今日もたくさん寄せられたらと思っておりますし、時事問題としては豚コレラの問題、生産緑地法の改正を巡って重要な局面に差し掛かっていることなど、ここでもいろいろなご意見があったと思います。また、団地の営農、団地の住んでいる方々の農業の参加、こうした地域づくりと農業の関係というのも相当重要な意味を持っていると感じながら、議事運営をさせていただきました。以上で私の方からは終わりになりますが、事務局の方から何かありますか。どうでしょうか

(農政課長)

事務局の方からは特にございません。

(安藤会長)

分かりました。強引なまとめを私がしてしまいましたが、本当に活発なご議論をいただきまして、委員の皆様方には感謝を申し上げます。以上を持ちまして、進行を事務局の方に完全にお返ししたいと思います。

(農政課長)

安藤会長、進行の方ありがとうございました。

—閉会—